

第12回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年3月10日(金) 午後3時から午後4時15分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (21名)

持山	・幸	会長	平田	・	委員
平山	正行	会長代理	北村	博美	委員
井上	治康	委員	上田	忠夫	委員
北	・康	委員	行武	・明	委員
岡部	貢	委員	矢野	榮	委員
倉掛	正則	委員	藤井	貢	委員
平山	雅章	委員	八尋	・幸	委員
川上	富男	委員	下村	喜美子	委員
山本	政明	委員	行武	勇吉	委員
山口	弘行	委員	池松	和義	委員
メ野	・江	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 平成29年3月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地転用計画変更申請について(5条知事許可変更)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 平成28年度の活動に対する点検評価及び平成29年度の活動計画について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

川上 富男 委員、 山本 政明 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第12回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。本日の総会に、現在の出席数は定員21名中全員ですので総会は成立しております。それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。7番 川上委員と9番 山本委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号2を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。 それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成29年3月期農用地利用集積計画の審議にはいりますが、北・委員が譲受人となっている事案がありますので、筑前町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席してください。</p>
議 長	<p>(北・委員の退席を確認して) それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書2ページをお開きください。 議案第1号 平成29年3月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成29年3月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はございませんか。</p>
17番	<p>利用権の新規設定の最高の賃借料が7,766円、最低の賃借料が3,159円と一円の位まで出ていますが、どのように決めてありますか。</p>
事務局	<p>各筆明細書の番号2と番号3の分が筆単価での貸し借りになっているのを面積で割った単価になっています。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。議案第1号について議案審議が終わりましたので、北・委員は、入室・着席してください。</p>
議長	<p>(北・委員の着席を確認して) 次に参ります。 議案第2号 農地転用計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。 議案第2号 農地転用計画変更申請について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。 理由 農地法に係る事務処理要領第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用計画変更申請書が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします 今回の変更申請は、平成28年12月26日付で農地法第5条の許可を受けていた件になります。 議案書の変更の目的にあるとおり、今回の転用申請で追加された農地【依井〇〇番〇】については、入居者の需要が見込め、なおかつ資金の確保が可能な場合に数年後に計画する予定をしていたとのことでしたが、その見通しがついたとのことで、許可内容等の変更のために許可者である県の承認を受けるための変更申請となっています。</p>

	<p>また、計画変更の申請と同時に、農地法第5条第1項の許可申請書が提出され、この後の議案第3号の番号2に上程しておりますので、審議のほど、よろしくお願い致します。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地転用計画変更申請について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書7ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲宅地建物取引業の譲受人は、申請地541㎡を購入し、3区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。</p> <p>通常、宅地分譲のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用途地域内にある農地で宅地建物取引業の免許を取得しているものが行う転用については、例外的に転用が可能となっております。また、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>先程、皆さんと現場を見ましたところ、原地蔵区のスーパーの横側にあります。こちらが、工場の中の建売住宅の横側になりますので、住宅が建っても問題はない所です。上水下水道につきましては、横の道の側溝に入っていますのでそこに増設するようになっています。区長の許可のもとに許可をしております。分譲ということで問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>左側に太陽光発電の設備があり、片方は駐車場になっていました。ここだけが農地として残っているかんで周辺の農地には影響はありませんでした。以上です。</p>

議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、譲渡人から申請地を借り受けて、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、建築面積116.26㎡1棟4戸と290.54㎡1棟10戸を合計2棟の集合住宅を建設する計画となっています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
16番	<p>先程の計画変更のところで説明があったので言う事はありません。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>16番が言われた通りで、この前の時も奥の方はどうなるんだろうと心配していたんですが、そこまでアパートになるとの事で、雨水とかについては、水路がありそちらの方に側溝を作って流されるという事です。その上に田んぼがありますが、耕作には影響がないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p>

事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。</p> <p>建物としましては、木造平屋建て、建築面積110㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内になずな保育園となかしま小児科内科医院の二つがあり、東側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
20番	<p>前2か所転用の申請がありまして、これが3棟目という事で申請があつております。転用に関しましては問題があるような土地ではありません。雨水等についても道路沿いに側溝がありますので問題はないと思います。東側の水路にしましても、U字溝の横に60cmくらいの幅で通路側になるようにさかいが打つてあります。転用に関しましては問題ないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>20番が言われた通りで、問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号3に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業者の譲受人は、譲渡人から申請地を購入して建売住宅を建築し、販売するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て建築面積52.17㎡の住宅を4棟建設する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に本田脳神経外科クリニックと、くさば内科クリニックの二つの医療機関があり、西側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>近隣は住宅主体になっておりまして、今度建てられる所も建売住宅という事でございまして、土地内に道路を作られましてそこに上水道と下水道を県道の方に流すようにしてあるそうです。問題は無いようでした。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>今、言われた通りで上部の方には民家がありまして、下部の方には一段高くなって畑がありました。ここだけが、現状、田という形で道路より低い土地になっております。まわり全部を囲まれていますので、ここだけを宅地にしても、他の耕作には影響は出ないとみてきました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号4に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第4号 平成28年度の活動に対する点検評価及び平成29年度の活動計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 平成28年度の活動に対する点検評価及び平成29年度の活動計画について上記について別紙のとおり提出する。本日付 会長名でございまして。</p> <p>理由 農業委員会は、農地法その他の法律によりその権限に属された法令事務及び農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進等に関する事務について、自ら点検・評価・計画を行い農業委員会の適正な事務実施に努めるようになっているため、意見を求めるものです。補足説明いたします。</p> <p>お手元の(1頁目 別紙様式2)平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。平成28年度に農業委員会が実施した情報の提供や農地法3条4条5条に関する事務、遊休農地や利用集積に関する活動に対しての点検評価となっています。</p> <p>続きまして、(8頁目 別紙様式1)平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画をご覧ください。こちらについても農地の利用集積や農業経営参入、遊休農地の解消に向けた計画となっています。どちらについても農業委員会の事務として報告が定められているもので、計画については、基本的には前年の実績を若干上回るような内容で設定されております。以上、ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第4号 平成28年度の活動に対する点検評価及び平成29年度の活動計画について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありますか。</p>
9 番	<p>よくわからないので説明をお願いします。</p>

事務局	<p>農業委員会の規定の中で、この様式に沿った内容で国の方に報告をしなければならないようになっております。ここに記入してある耕地面積は農林業センサスや耕地及び作付面積統計に基づいて記入しています。それとは別に農業委員会の定数や集積面積や遊休農地の面積等を記入しています。農地パトロールや利用状況調査等についてこの様式に沿って提出するようになっております。去年につきましては、様式が去年から変わるとい事で様式2については違う形でご提案させて頂きました。様式1については計画の方なのですが、去年からこの様式になっております。内容的には統計の数字と農業委員会の状況が記入されている物になっております。簡単な説明で申し訳ございませんが以上です。</p>
9 番	<p>内容はともかく、これは完全に把握して農業委員会が審議をするものですか。</p>
事務局	<p>総会の方で了承を頂いて提出するという形になっております。計画のなかに前年と同様に記入しているのですが、例えば4ページの遊休農地の解消についても目標の見直し、目標達成に努めると記入しておりますが、現実的にこういった事をしましょうとか意見があれば、計画にあげて構わないと思います。ちなみにですが、今回の解消目標は遊休農地の1割をあげさせて頂いております。平成28年度に1.8haとありますが、このうちの1haというのは、〇〇さんが借りてあった農地が四三嶋にありました。その分が3年掛かってようやくきれいになった分です。あと0.8についても遊休農地化していた所が、耕作をするようになった分です。皆さんにパトロールをして頂いて増えたりしていますので、減ったり増えたりしている状況でございます。これを見て頂いて、こういった活動をして遊休農地を減らしたり、農地の利用集積を推進していこうという意見がございましたら、ぜひこの場でお話合いをして頂けたらと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明でいいでしょうか。</p>
2 番	<p>8ページの表に基本構想水準到達者とあるのですが、聞きなれない言葉ですが何でしょうか。</p>
事務局	<p>認定農業者ではないが認定農業者に準ずる、認定農業者として認定はされていないが農業経営的な数字でですね、それに準ずる者というように聞いております。 認定農業者は、普及センターと計画をたてて更新していく形になっております。</p>
20番	<p>先程の認定農業者に準ずる者というところですが、農業新聞の中には、元認定農業者とか認定農業者の家族とかと書いてありましたが、そういう方も認定農業者に含まれるんですか。</p>
事務局長	<p>今、20番が申されました、家族とかは認定農業者の中に入っております。認定農業者数というのは認定農業者経営体数と考えてください。132人ではなく132経営体というようにとられてください。それから基本構想水準到達者の12というのは、認定農業者に準ずるぐらいの所得などを持ってありますが、実際認定農業者を取得してない方、年齢というよりも他の収入がたくさんある方もいらっしゃいますので、そういう形で準ずる者という事で、今12経営体があるというようなイメージでとらえて頂きたいと思っております。それから新しく認定農業者数8というように書かせて頂いております。これにつきましては、新規にされる方、若しくは息子さんが新しく認定農業者と変わられた方等も含んでいます。集落営農については皆様、ご存じの通りでございます。この表につきましては、以上のような形でまとめさせて頂いている形でございます。それから、先程説明しました、8ページ以降につきましては、今から1年間でこういう目標を立てましょうという事で、例えば、先程の認定農業者ですね、もう少し増やしましょうという形です。集落営農につきましては、そのままの数字であげさせて頂いております。基本的には農業委員の皆様におかれましては、特に先程言いましたような、遊休農地解消、大規模経営するための農地の集約ですね、そちらの方にご尽力を賜りたいという事で、目標の数字をあげさせて頂いたところです。この数字では難しいと言われるようでしたら変更をしないといけません、できましたらこの数字の目標にむかってお願いしたいと考えているところ</p>

<p>7 番</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>会長代理</p>	<p>でございます。以上です。</p> <p>原地蔵地区が集落営農の中に入っているんですが、それについては問題は無いんですが、個別で集落営農にされているところは、集落営農の扱いをされますが、それ以外の所ですね、例えば、個人で水田の方で作付をしてある方はどのようになりますか。</p> <p>今のご質問は集落営農の関係、減反調整の奨励金関係ですかね。認定農業者の方につきましては条件クリアという形でなっておりますし、町全体につきましては、その他の方につきましては集落営農に参加されてあるという形で現在は進んでいるところでございます。</p> <p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので採決にうつります。 議案第4号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第4号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p> <p>次第5 その他</p> <p>次第6 今後の日程について</p> <p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p> <p>これをもちまして、第12回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 15 終了</p>
--	--